第一種製造者に係る軽微変更届書（冷凍則）について手引き

１　第一種製造者が、軽微な変更をした場合は、都道府県知事に届出が必要です。

　第一種製造者は，製造のための施設の位置，構造若しくは設備について，経済産業省令で定める軽微な変更の工事をしたときは，遅滞なく，その旨を県知事に届出なければなりません。

２　手続きに必要な書類

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 書類 | 部数 | 備考 |
| 高圧ガス製造施設軽微変更届書（様式第５） | １ | 控えが必要な時は、副本とともに２部提出すること。 |
| 変更明細書  （右記の変更があった部分のみ） | １ | 1. 製造変更の目的 2. 製造設備の種類 3. 一日の冷凍能力 4. 圧縮機の性能（変更に係る部分のみ） 5. 法第8条第1号及び第2号の技術上の基準に関する事項（変更に係る部分のみ） |
| 添付すべき書面又は図面  （右記の変更に係る部分のみ） |  | 1. 事業所全体平面図 2. 製造工程の概要を説明した書面及び図面 3. フローシート又は配管図 4. 高圧ガス製造施設配置図 5. 機器等一覧表 6. 冷凍能力計算書 7. 耐震設計構造物に係る計算書 8. 高圧ガス設備の基礎及び支持構造物の構造を示した図面 9. その他法第8条第1号及び第2号の技術上の基準の確認に必要な書面又は図面   ・フローシートに高圧ガス設備の機器番号（成績書の番号）を記載した書類  ・冷凍用圧縮機等耐圧試験及び気密試験証明書の写し　等  ・高圧ガス設備の耐圧・気密試験成績書(試験実施年月日，実施場所，気温，試験範囲，圧力，試験流体，保持時間及び立会者等を明記したもの。）及び検査実施時の写真（圧力計の指針が読みとれるもの。）  ・保安設備の作動試験成績書  ・圧力計，液面計等の計測機器の基準器との比較検査成績書  ・その他，法第8条第1号の技術上の基準の確認に必要な書面又は図面等 |

３　手数料

　　必要ありません。

４　申請の方法

届出に必要な書類を、次の申請先に郵送し、又は持参してください。

|  |
| --- |
| 鳥取県危機管理局消防防災課  〒６８０－８５７０  　鳥取市東町一丁目２７１番地  　電話　０８５７－２６－７０６３ |

様式第５（第１７条関係）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 高圧ガス製造施設軽微変更届書 | 冷凍 | × |  |
| ×受理年月日 | 年　　月　　日 |
| 名称（事業所の名称を含む。） |  | | |
|  |  | | |
|  |  | | |
| 変更の種類 |  | | |

　　　　　年　　月　　日

代表者　氏名

鳥取県知事　　　　　　　　　殿

備考　１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

　　　　２　×印の項は記載しないこと。